平成２１年（フ）第２９０号
長野市伺去200番地、前住所長野市戸隠豊岡341番地２
債務者　永井　恵美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
長野県須坂市大字亀倉10番地の50
債務者　松澤　　敏
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
長野県安曇野市豊科高家4618番地、前住所長野県安曇野市穂高2814番地１
債務者　望月　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２６２号
長野県松本市大字島内1864番地４　フォレストハイツ102号室、住民票上の住所長野県上伊那郡中川村片桐3556番地の３
債務者　桃澤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２７７号
長野県松本市沢村３丁目８番６号　シティハイムカミジョウ202号、前住所長野県安曇野市穂高柏原3270番地　県営柏原団地48―76
債務者　広野健太郎
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４４９号
岐阜市野一色４丁目３番16―103号コーポゴトウ
債務者　岩田　昭弘
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４５６号
岐阜県山県市高富785番地52
債務者　早川　大介
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８１号
岐阜市光樹町45―１　サンライン岐阜コーポ303、住民票上の住所岐阜市祈年町11丁目31番地
債務者　玉腰　昌義
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８８号
岐阜市日野南２丁目３番11号
債務者　榎坂　安幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１０号
岐阜市鷺山東２丁目５番57号
債務者　戸上　智之
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３号
岐阜県大垣市禾森町２丁目62番地　サンハイム３号館　Ｃ―６
債務者　杉崎ミユキ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
岐阜県加茂郡白川町切井1676番地
債務者　各務　彰人
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第３１５号
三重県松阪市嬉野須賀町654番地
債務者　大西　衣里
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３０号
三重県鈴鹿市住吉２丁目１番８号
債務者　山下　春美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７６号
三重県鈴鹿市石薬師町1892番地の25、前住所三重県四日市市楠町小倉441番地11
債務者　酒井　利晃
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９０号
三重県津市森町1702番地　デンエンハイツ201号室
債務者　庄司　幸成
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９３号
三重県津市美川町５番20号
債務者　星野三恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係